

## ひたちなか市市長交際費の支出及び公表の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な執行を図り、及び適正な支出に資するため、市長(代理による出席者を含む。)が市を代表して行う外部の個人又は団体等との交際に要する経費(以下「交際費」という。)に関する支出及び公表の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(支出範囲)

第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額を支出するものとする。

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 慶祝
- (3) 弔慰
- (4) 賛助
- (5) 壮途
- (6) 渉外
- (7) その他

(支出基準)

第4条 交際費の支出基準は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体、政党及び市出資団体の事業等については、交際費を支出しない。

(公表基準)

第5条 交際費は、その内容を公表するものとする。

2 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

3 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

4 交際費の公表に当たっては、ひたちなか市個人情報保護条例(平成17年ひたちなか市条例第2号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(見直し)

第6条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

改正後の基準は、平成24年2月1日から施行し、第5条の規定による交際費の公表の時期については、平成24年1月分の交際費から適用する。

付 則

改正後の基準は、平成29年2月1日から施行する。

付 則

改正後の基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出内容	支出額等
(1) 会費	ア 懇談会や会合，会食等に係る会費 イ 市が加入する団体等の会費	当該会費の額。
(2) 慶祝	各種行事，式典，総会，祝賀会，大会等（会食を伴うもののうち，会費の額の定めがない場合を含む）への祝い金。ただし，市が補助金を交付している行事等に対しては，原則として支出しない。	10,000円を限度に支出する。
	市民として名誉となる行為や功績等	10,000円を限度に支出する。
	市長として出席する結婚披露宴	30,000円を限度に支出する。
(3) 弔慰	ア 国会議員，県議会議員及び自治体首長で市政に対し特に功績や関係のあった者に対する香料等	10,000円を限度に支出するほか，市長が必要と認めるときは，生花又は花輪1基を供する。
	イ 市議会議員，副市長，教育長及び水道事業管理者の本人に対する香料等	
	ウ 行政委員会委員（教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，固定資産評価審査委員会及び農業委員会の委員並びに監査委員をいう。）の本人に対する香料等	
	エ 市政に対し多大な功績があり，市長が必要と認める者に対する香料等	
(4) 賛助	団体等が主催する公益性をもった行事等で，開催の趣旨・目的に賛同できるものに対する賛助	10,000円を限度に支出する。
(5) 壮途	市民等が文化・スポーツ等の全国大会等へ参加するとき。ただし，市の他の制度により，奨励金その他の壮途に係る交際費に相当するものが受給できる市民等に対しては，原則として支出しない。	10,000円を限度に支出する。
(6) 渉外	市政運営上必要な外部機関との交渉，表敬訪問等における土産品等の物品購入，来客	相当額

	時等における賄い	
(7) その他	(1) から (6) までのいずれにも属さないもので、交際費を支出することが市政運営上特に必要なものと市長が認めたもの	相当額